

証券コード 7345
2022年6月13日

株主各位

横浜市西区南幸二丁目20番5号
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代表取締役社長 田中 譲治

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 カンファレンスルーム8F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aipf.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。  
◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には検温及び会場内マスク着用をお願いする場合がございます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の進展に伴う経済活動の再開により企業の業況判断や収益状況に改善が見られたものの、新たな変異株の感染拡大、ロシア軍のウクライナ侵攻による地政学リスクの高まりや資源・エネルギー価格の高騰等から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、不安定な値動きながらも年末にかけて米株価指数が上昇、国内株式市場も政策期待等による持ち直しが見られる局面がありましたが、1月以降は米国のインフレ加速や金利上昇、ウクライナ情勢を巡る先行き不透明感を背景に株価は下落する展開となりました。

このような環境下、当社グループは、IFAに提供するプラットフォームの付加価値を高め、所属IFAの満足度向上を図ることで、所属IFA数及び媒介する資産残高の増加など事業規模・事業基盤の拡大に取り組むとともに、業務管理体制の更なる強化により顧客本位の業務運営の進展に努めてまいりました。

その結果、経営成績につきましては金融市場の影響を受け取引手数料が減少したことにより前年度実績を下回る結果となりましたが、当連結会計年度末の所属IFA数は212名（前年度末比13.4%増、25名増）、媒介する資産残高は242,146百万円（前年度末比14.9%増、31,333百万円増）、金融商品仲介業に係る口座総数は13,969口座（前年度末比19.3%増、2,258口座増）となり、当社事業基盤の拡大は継続しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が3,806,967千円（前期比5.6%減、227,470千円減）、営業利益が116,867千円（前期比52.4%減、128,629千円減）、経常利益が110,042千円（前期比54.1%減、129,783千円減）、親会社株主に帰属する当期純利益が64,866千円（前期比57.6%減、88,118千円減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は22,235千円となりました。その主なものは次のとおりであります。

|                    |         |
|--------------------|---------|
| ① 建物附属設備           |         |
| ア. 新宿第2オフィス 開設     | 4,894千円 |
| イ. 京都オフィス 増床       | 2,169千円 |
| ② 工具器具備品           |         |
| ア. PC購入            | 7,897千円 |
| イ. 本店 電話設備工事       | 2,000千円 |
| ウ. 新宿オフィス 電話設備工事   | 1,194千円 |
| エ. 大阪オフィス 電話設備工事   | 1,150千円 |
| オ. 京都オフィス 電話設備工事   | 990千円   |
| カ. 新宿第2オフィス 電話設備工事 | 789千円   |

なお、これらの所要資金は、全て自己資金で賄っております。

## (3) 資金調達の状況

2021年6月23日をもって東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額330,096千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充たされていないとお客様重視を実現できないと考えており、当社に所属するIFAの満足度を高めることにより、顧客満足度の維持・向上が図られ媒介する資産残高の増加が見込まれること、既契約IFAからのIFA候補者紹介によりIFA数の増加が見込まれることで、当社グループの収益向上に寄与すると理解しております。そのため、IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境、IFAが安心して業務に専念できる環境の提供に努めております。

##### ② 金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものと考えており、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行うことにより、媒介する資産残高が増大し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると理解しております。そのため、これまで努めてきたIFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等に加え、IFA業務支援システムへの投資や商品・サービスの拡充を行っていく予定です。

##### ③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。事業拡大による内部管理体制の課題としては、IFA数及び顧客数、取引件数等の増加によって目が行き届きにくくなる恐れがあることだと考えております。また、個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線がコンプライアンスであり、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えております。そのため、人員及びインフラの両面において、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                                            | 第14期<br>(2019年3月期) | 第15期<br>(2020年3月期) | 第16期<br>(2021年3月期) | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|-----------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)                                      | 2,379,704          | 2,467,009          | 4,034,438          | 3,806,967                       |
| 経常利益 (千円)                                     | 56,639             | 7,408              | 239,825            | 110,042                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 38,790             | △765               | 152,984            | 64,866                          |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円)                 | 18.26              | △0.28              | 55.35              | 20.31                           |
| 総資産 (千円)                                      | 569,647            | 656,526            | 1,117,613          | 1,205,478                       |
| 純資産 (千円)                                      | 251,781            | 344,905            | 494,435            | 870,673                         |

(注) 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                            | 第14期<br>(2019年3月期) | 第15期<br>(2020年3月期) | 第16期<br>(2021年3月期) | 第17期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                      | 2,061,138          | 2,326,263          | 3,852,944          | 3,687,737                     |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)           | 26,952             | △2,631             | 239,600            | 119,214                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)         | 14,708             | △6,905             | 155,131            | 73,602                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円) | 6.92               | △2.53              | 56.13              | 23.05                         |
| 総資産 (千円)                      | 437,199            | 608,226            | 1,066,137          | 1,184,102                     |
| 純資産 (千円)                      | 235,483            | 322,468            | 474,144            | 859,118                       |

(注) 1. 当事業年度より損益計算書において表示方法の変更を行いました。この変更を反映させるため、第14期の売上高より組み替えて表示しております。

2. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

| 会社名               | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 株式会社A I P コンサルタンツ | 20,000千円 | 100.0%  | 保険代理店業  |

## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社A I P コンサルタンツ）の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介業」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

## (8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

| 区分     | 名称         | 所在地      |
|--------|------------|----------|
| 当社     | 本店         | 神奈川県横浜市  |
|        | 札幌オフィス     | 北海道札幌市   |
|        | 新宿オフィス     | 東京都新宿区   |
|        | 新宿第2オフィス   | 東京都新宿区   |
|        | 竹橋オフィス     | 東京都千代田区  |
|        | 東銀座オフィス    | 東京都中央区   |
|        | 浦和オフィス     | 埼玉県さいたま市 |
|        | 長野オフィス     | 長野県長野市   |
|        | 静岡オフィス     | 静岡県静岡市   |
|        | 浜松オフィス     | 静岡県浜松市   |
|        | 名古屋オフィス    | 愛知県名古屋市  |
|        | 伊勢オフィス     | 三重県伊勢市   |
|        | 京都オフィス     | 京都府京都市   |
|        | 大阪オフィス     | 大阪府大阪市   |
|        | 神戸オフィス     | 兵庫県神戸市   |
|        | 姫路・英賀保オフィス | 兵庫県姫路市   |
|        | 加西オフィス     | 兵庫県加西市   |
|        | 広島オフィス     | 広島県広島市   |
|        | 高松オフィス     | 香川県高松市   |
| 福岡オフィス | 福岡県福岡市     |          |
| 宮崎オフィス | 宮崎県宮崎市     |          |
| 子会社    | 本店         | 神奈川県横浜市  |
|        | 新宿支店       | 東京都新宿区   |
|        | 東銀座支店      | 東京都中央区   |
|        | 長野支店       | 長野県長野市   |
|        | 名古屋支店      | 愛知県名古屋市  |
|        | 大阪支店       | 大阪府大阪市   |
|        | 広島支店       | 広島県広島市   |
|        | 福岡支店       | 福岡県福岡市   |

## (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

| 事業部門の名称 | 従業員数 (名) | 前期末比増減     |
|---------|----------|------------|
| 金融商品仲介業 | 19 (5)   | 4名減 (3名増)  |
| 保険代理店業  | 2 (65)   | 増減なし (4名増) |
| その他     | 17 (2)   | 増減なし (1名減) |
| 合計      | 38 (72)  | 4名減 (6名増)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、( ) 内に外数で記載しております。  
記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、今回より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い前期末比増減については、前期末の人数も同様の計算方法とした上で算出しております。
2. 当社は、「IFAIによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数 (名) | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|--------|-------|--------|
| 33 (7)   | 2名減    | 46.8歳 | 3.5年   |

  

| 事業部門の名称 | 従業員数 (名) | 前期末比増減     |
|---------|----------|------------|
| 金融商品仲介業 | 19 (5)   | 4名減 (3名増)  |
| その他     | 14 (2)   | 増減なし (1名減) |
| 合計      | 33 (7)   | 4名減 (2名増)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、( ) 内に外数で記載しております。  
記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、今回より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い前期末比増減については、前期末の人数も同様の計算方法とした上で算出しております。
2. 当社は、「IFAIによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

## (10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月23日付で東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）へ上場いたしました。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,764,000株
- (2) 発行済株式の総数 853,200株(自己株式16,300株を含む)
- (3) 株主数 760名
- (4) 大株主

| 株主名     | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------|---------|----------|
| 石原章太郎   | 89,200  | 10.66    |
| 中道謙     | 80,000  | 9.56     |
| 田中譲治    | 37,000  | 4.42     |
| 梶弘幸     | 35,000  | 4.18     |
| 齋藤広一郎   | 30,500  | 3.64     |
| 諸富滋     | 22,200  | 2.65     |
| 松波精二    | 22,000  | 2.63     |
| 光通信株式会社 | 21,200  | 2.53     |
| 島田和紀    | 20,200  | 2.41     |
| 塩本かおり   | 20,000  | 2.39     |
| 守屋顕一    | 20,000  | 2.39     |

(注) 持株比率は自己株式（16,300株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は2022年2月10日開催の取締役会において、2022年4月1日付で当社定款に定める発行可能株式総数を変更すること及び普通株式1株を4株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は、11,056,000株に、発行済株式の総数は3,412,800株（自己株式65,200株を含む）となりました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                           |                   | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                                     |                      |
|-------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 株主総会決議日                                   |                   | 2019年3月25日                                                                                                                                                                                   |                      |
| 新株予約権の数                                   |                   | 409個                                                                                                                                                                                         |                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2、3)                  |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき200株)                                                                                                                                                                     | 81,800株              |
| 新株予約権の払込金額                                |                   | 無償                                                                                                                                                                                           |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2、3)              |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり 620円)                                                                                                                                                                   | 124,000円             |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項 |                   | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |                      |
| 新株予約権の行使期間                                |                   | 2021年3月26日から<br>2029年3月25日まで                                                                                                                                                                 |                      |
| 新株予約権の行使条件                                |                   | (注1)                                                                                                                                                                                         |                      |
| 役員の<br>保有状況<br>(注4)                       | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数                                                                                                                                                                  | 88個<br>17,600株<br>2名 |
|                                           | 取締役<br>(監査等委員)    | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数                                                                                                                                                                  | 12個<br>2,400株<br>1名  |

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の状況を記載しております。
4. 役員の保有状況については、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 地位            | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|---------------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 田 中 讓 治 | (株)A I P コンサルタンツ取締役                    |
| 取締役           | 島 田 和 紀 | 管理本部長<br>(株)A I P コンサルタンツ取締役           |
| 取締役           | 松 波 精 二 | 金融商品仲介業務本部長                            |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 吉 川 昌 利 | 税理士                                    |
| 取締役（監査等委員）    | 上 野 博 史 | 株式会社博真舎 代表取締役                          |
| 取締役（監査等委員）    | 中 川 洋   | 株式会社マナオクリエーション 代表取締役<br>有限会社二宮漁場 代表取締役 |

- (注) 1. 上野博史氏及び中川洋氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 上野博史氏は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。
6. 中川洋氏は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。
7. 守屋顕一氏は、2021年6月28日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月12日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成する。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。

#### ② 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

#### ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、各事業年度終了後の決算において、売上高の計画達成率が110%以上かつ税引前当期純利益の計画達成率が130%以上となった場合に支給する。

**(5) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

**(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項**

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

なお、18期以降の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定いたします。

**(7) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等**

| 区分                      | 支給人数       | 報酬等の総額          | 報酬等の種類別の総額      |         |
|-------------------------|------------|-----------------|-----------------|---------|
|                         |            |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 |
| 取締役（監査等委員を除く）           | 4名         | 58百万円           | 58百万円           | —       |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3名<br>(2名) | 18百万円<br>(9百万円) | 18百万円<br>(9百万円) | —       |
| 合計                      | 7名<br>(2名) | 76百万円<br>(9百万円) | 76百万円<br>(9百万円) | —       |

(注) 上記の取締役（監査等委員を除く。）の支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおりません。

## (8) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）上野博史氏は、(株)博真舎の代表取締役であり、同社は当社の株主であります。当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）中川洋氏は、(株)マナオクリエーション、(有)二宮漁場の代表取締役であります。(株)マナオクリエーション及び(有)二宮漁場と当社との間には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 上野博史 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事理事長等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。<br>また、上記経験や見識をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 中川洋  | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。<br>また、上記知見や経験をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。            |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区分                                  | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 20百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「当社グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。
  - イ. 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
  - ウ. 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
  - エ. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
  - オ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
  - カ. 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
  - イ. 当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - イ. 当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。



- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - イ. 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
  - ウ. 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
  - エ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
  - イ. 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得た上で執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
  - ウ. 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。
  - イ. 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告するものとする。
  - イ. 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
  - ウ. 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧する他、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

- エ. 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- イ. 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
- ウ. 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- エ. 監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ア. 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- イ. 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書を作成し、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用体制を構築するとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による運営の公平性、透明性及び効率性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直しました。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、顧問弁護士と連携を図り、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスク管理委員会を4回開催しました。

また、当社は、当社グループを取り巻くリスクの内容及びその影響度・発生度・重要度、対応方針・対応方法を一覧にしたリスク管理台帳の見直しを適宜行うことで、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

### ④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

### ⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査室が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株あたり20円の配当を実施することを2022年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、IFAオフィスの出店や今後の成長に資する人員の採用、システムへの投資やIFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載の金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示未満の数値を四捨五入して表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び当期純損失につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,032,882</b> | <b>流動負債</b>      | <b>292,925</b>   |
| 現金及び預金          | 664,564          | 買掛金              | 237,057          |
| 売掛金             | 277,047          | リース債務            | 2,769            |
| 商品              | 1,083            | 未払金              | 20,105           |
| 前払費用            | 24,501           | 未払費用             | 8,787            |
| 預け金             | 60,445           | 未払法人税等           | 8,058            |
| その他             | 5,239            | 未払消費税等           | 5,842            |
| <b>固定資産</b>     | <b>172,595</b>   | 賞与引当金            | 8,353            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>62,232</b>    | 資産除去債務           | 355              |
| 建物附属設備          | 64,978           | その他              | 1,596            |
| 工具器具備品          | 47,859           | <b>固定負債</b>      | <b>41,879</b>    |
| リース資産           | 14,220           | リース債務            | 7,916            |
| 建設仮勘定           | 990              | 資産除去債務           | 33,962           |
| 減価償却累計額         | △65,817          | <b>負債合計</b>      | <b>334,804</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>576</b>       | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| ソフトウェア          | 576              | <b>株主資本</b>      | <b>870,673</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>109,786</b>   | 資本金              | 323,942          |
| 差入保証金           | 106,743          | 資本剰余金            | 252,878          |
| 繰延税金資産          | 2,918            | 利益剰余金            | 334,284          |
| その他             | 124              | 自己株式             | △40,432          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>870,673</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,205,478</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,205,478</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 3,806,967 |
| 売上原価            | 2,896,094 |
| 売上総利益           | 910,873   |
| 販売費及び一般管理費      | 794,006   |
| 営業利益            | 116,867   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 0         |
| 受取家賃            | 258       |
| 補助金収入           | 2,993     |
| 雑収入             | 779       |
| その他             | 4,031     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 463       |
| 株式交付費           | 4,053     |
| 市場関連費用          | 6,137     |
| その他             | 202       |
| 経常利益            | 110,042   |
| 特別損失            |           |
| 固定資産除却損         | 1,538     |
| 税金等調整前当期純利益     | 108,504   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 40,490    |
| 法人税等調整額         | 3,147     |
| 当期純利益           | 64,866    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 64,866    |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |         |         |         | 純資産合計   |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
| 当期首残高               | 144,585 | 73,521  | 276,328 | －       | 494,435 | 494,435 |
| 当期変動額               |         |         |         |         |         |         |
| 新株の発行               | 179,357 | 179,357 | －       | －       | 358,714 | 358,714 |
| 剰余金の配当              | －       | －       | △6,910  | －       | △6,910  | △6,910  |
| 自己株式の取得             | －       | －       | －       | △40,432 | △40,432 | △40,432 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | －       | －       | 64,866  | －       | 64,866  | 64,866  |
| 当期変動額合計             | 179,357 | 179,357 | 57,956  | △40,432 | 376,237 | 376,237 |
| 当期末残高               | 323,942 | 252,878 | 334,284 | △40,432 | 870,673 | 870,673 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I Pコンサルティング

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### i) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

###### a 商品

主として先入先出法

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

###### ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### iv) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。



### ③ 引当金の計上基準

#### i) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### i) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ii) システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### iii) 保険代理店業

保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場

合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしており、独立掲記しております。「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
- |        |         |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 2,918千円 |
|--------|---------|

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況(過去における中期経営計画の達成状況、予算など)と整合的に修正し見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

**(2) 資産除去債務**

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額  
 資産除去債務 34,317千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

**5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記****(1) 発行済株式の総数に関する事項**

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末の<br>株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 691,000株          | 162,200株         | －株               | 853,200株         |

(変動事由の概要)

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加 100,000株

有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増加 15,000株  
 新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 47,200株

**(2) 自己株式に関する事項**

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末の<br>株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | －株                | 16,300株          | －株               | 16,300株          |

(変動事由の概要)

2022年3月14日の取締役会決議による自己株式の取得 16,300株

**(3) 剰余金の配当に関する事項**

- ① 配当金支払額

2021年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の額 6,910,000円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| ・株式の種類    | 普通株式        |
| ・配当金の額    | 16,738,000円 |
| ・配当の原資    | 利益剰余金       |
| ・1株当たり配当額 | 20円         |
| ・基準日      | 2022年3月31日  |
| ・効力発生日    | 2022年6月14日  |

なお、配当金の原資については利益剰余金とすることを予定しております。

**(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数**

普通株式 39,400株

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年8ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりです。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額   |
|-----------|----------------|-------|------|
| リース債務（※2） | 10,686         | 9,798 | △887 |
| 負債計       | 10,686         | 9,798 | △887 |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれています。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 664,564      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 277,047      | —                   | —                    | —            |
| 預け金    | 60,445       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,002,057    | —                   | —                    | —            |

2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| リース債務 | 2,769        | 2,876               | 2,986               | 2,054               | —                   | —           |
| 合計    | 2,769        | 2,876               | 2,986               | 2,054               | —                   | —           |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |       |      |    |
|-------|---------|-------|------|----|
|       | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計 |
| リース債務 | －       | 9,798 | －    | －  |
| 合計    | －       | 9,798 | －    | －  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |
|---------------|-----------|
| 金融商品仲介業       | 3,434,495 |
| システム使用料       | 244,836   |
| 保険代理店その他      | 127,635   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,806,967 |
| その他の収益        | －         |
| 外部顧客への売上高     | 3,806,967 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 [1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] (3)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 260円09銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 20円31銭  |

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### 1. 株式分割

#### (1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### (2) 株式分割の概要

##### ①分割の方法

2022年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたしました。

##### ②分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 853,200株    |
| 今回の分割により増加する株式数 | 2,559,600株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 3,412,800株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 11,056,000株 |

#### (3) 株式分割の日程

|        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2022年3月16日 |
| 基準日    | 2022年3月31日 |
| 効力発生日  | 2022年4月1日  |

#### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

#### (5) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。



(6) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2022年4月1日以降、以下のとおり調整しております。

| 新株予約権の名称 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 450円    | 113円    |
| 第2回新株予約権 | 620円    | 155円    |

(7) 配当金について

今回の株式分割は、2022年4月1日を効力発生日としておりますので、基準日を2022年3月31日とする2022年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

## 2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2022年4月1日をもって、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

| 変更前                                                       | 変更後                                                        |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>2,764,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>11,056,000株</u> とする。 |

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2022年4月1日

## 10. その他の注記

### (1) 資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当社グループは、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。



|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 |          |
| 期首残高                        | 30,387千円 |
| 賃貸借契約の開始による増加額              | 3,876千円  |
| 時の経過による調整額                  | 5千円      |
| 見積りの変更による増減額（注）             | 48千円     |
| 期末残高                        | 34,317千円 |

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

## （2）新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社グループ（当社及び連結子会社）におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役社員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役社員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>994,122</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>283,104</b>   |
| 現金及び預金          | 632,121          | 買掛金             | 229,757          |
| 売掛金             | 272,982          | リース債務           | 2,769            |
| 前払費用            | 23,254           | 未払金             | 24,967           |
| 預け金             | 60,445           | 未払費用            | 5,100            |
| その他             | 5,317            | 未払法人税等          | 7,311            |
| <b>固定資産</b>     | <b>189,979</b>   | 未払消費税等          | 4,086            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>64,936</b>    | 賞与引当金           | 7,213            |
| 建物附属設備          | 64,214           | 資産除去債務          | 355              |
| 工具器具備品          | 56,023           | その他             | 1,543            |
| リース資産           | 14,220           | <b>固定負債</b>     | <b>41,879</b>    |
| 建設仮勘定           | 990              | リース債務           | 7,916            |
| 減価償却累計額         | △70,511          | 資産除去債務          | 33,962           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>576</b>       | <b>負債合計</b>     | <b>324,983</b>   |
| ソフトウェア          | 576              | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>124,466</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>859,118</b>   |
| 関係会社株式          | 17,324           | 資本金             | <b>323,942</b>   |
| 差入保証金           | 106,743          | 資本剰余金           | <b>252,878</b>   |
| 繰延税金資産          | 274              | 資本準備金           | 243,942          |
| その他             | 124              | その他資本剰余金        | 8,936            |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>322,730</b>   |
|                 |                  | 利益準備金           | 1,526            |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 321,203          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 321,203          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△40,432</b>   |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>859,118</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,184,102</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,184,102</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額   |           |
|--------------|-------|-----------|
| 売上高          |       | 3,687,737 |
| 売上原価         |       | 2,815,339 |
| 売上総利益        |       | 872,397   |
| 販売費及び一般管理費   |       | 749,408   |
| 営業利益         |       | 122,989   |
| 営業外収益        |       |           |
| 受取家賃         | 3,308 |           |
| 補助金収入        | 2,993 |           |
| 雑収入          | 779   | 7,081     |
| 営業外費用        |       |           |
| 支払利息         | 463   |           |
| 株式交付費        | 4,053 |           |
| 上場関連費用       | 6,137 |           |
| その他          | 202   | 10,856    |
| 経常利益         |       | 119,214   |
| 特別損失         |       |           |
| 固定資産除却損      | 1,606 | 1,606     |
| 税引前当期純利益     |       | 117,608   |
| 法人税、住民税及び事業税 |       | 39,001    |
| 法人税等調整額      |       | 5,003     |
| 当期純利益        |       | 73,602    |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|             | 株 主 資 本 |         |              |             |
|-------------|---------|---------|--------------|-------------|
|             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             |
|             |         | 資本準備金   | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当期首残高       | 144,585 | 64,585  | 8,936        | 73,521      |
| 事業年度中の変動額   |         |         |              |             |
| 新株の発行       | 179,357 | 179,357 | —            | 179,357     |
| 剰余金の配当      | —       | —       | —            | —           |
| 自己株式の取得     | —       | —       | —            | —           |
| 当期純利益       | —       | —       | —            | —           |
| 事業年度中の変動額合計 | 179,357 | 179,357 | —            | 179,357     |
| 当期末残高       | 323,942 | 243,942 | 8,936        | 252,878     |

|             | 株 主 資 本 |              |             |         |         | 純資産合計   |
|-------------|---------|--------------|-------------|---------|---------|---------|
|             | 利益剰余金   |              |             | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
|             | 利益準備金   | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |         |         |
| 繰越利益<br>剰余金 |         |              |             |         |         |         |
| 当期首残高       | 1,526   | 254,511      | 256,037     | —       | 474,144 | 474,144 |
| 事業年度中の変動額   |         |              |             |         |         |         |
| 新株の発行       | —       | —            | —           | —       | 358,714 | 358,714 |
| 剰余金の配当      | —       | △6,910       | △6,910      | —       | △6,910  | △6,910  |
| 自己株式の取得     | —       | —            | —           | △40,432 | △40,432 | △40,432 |
| 当期純利益       | —       | 73,602       | 73,602      | —       | 73,602  | 73,602  |
| 事業年度中の変動額合計 | —       | 66,692       | 66,692      | △40,432 | 384,974 | 384,974 |
| 当期末残高       | 1,526   | 321,203      | 322,730     | △40,432 | 859,118 | 859,118 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
契約期間に応じた均等償却を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 金融商品仲介業  
金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。  
なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素

は含まれておりません。

② システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしており、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、従来「営業外収益」に計上しておりました「紹介手数料収入」は実態に即した表示を行うため「売上高」に計上する方法に変更しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額  
繰延税金資産 274千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

##### (2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した額  
資産除去債務 34,317千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に記載した事項と同一であることから記載を省略いたします。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 関係会社に対する金銭債権債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 621千円   |
| 短期金銭債務 | 6,002千円 |

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 | 39,499千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,050千円  |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (自己株式に関する事項)

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | －株              | 16,300株        | －株             | 16,300株        |

(変動事由の概要)

2022年3月14日の取締役会決議による自己株式の取得 16,300株

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 賞与引当金           | 2,166千円   |
| 資産除去債務          | 10,309千円  |
| 未払事業税           | 1,371千円   |
| 未払事業所税          | 215千円     |
| その他             | 111千円     |
| 繰延税金資産小計        | 14,174千円  |
| 評価性引当額          | △10,202千円 |
| 繰延税金資産合計        | 3,971千円   |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △3,697千円  |
| 繰延税金負債合計        | △3,697千円  |
| 繰延税金資産の純額       | 274千円     |



## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称                | 所在地         | 議決権等の所有(被所有)割合    | 関連当事者との関係  | 取引の内容                     | 取引金額(注) | 科目   | 期末残高  |
|-----|-----------------------|-------------|-------------------|------------|---------------------------|---------|------|-------|
| 子会社 | 株式会社<br>AIPコンサル<br>タツ | 神奈川県<br>横浜市 | 所有<br>直接 100<br>% | インフラ設備等の購入 | 当社のインフラ整備、保守、広告用マテリアルの作成等 | 28,868  | 未払金  | 4,208 |
|     |                       |             |                   | 従業員の出向     | 従業員の出向                    | 6,896   | 未収入金 | 433   |
|     |                       |             |                   |            | 従業員の出向受入                  | 7,752   | 未払金  | 557   |
|     |                       |             |                   | オフィスの賃貸    | オフィスの賃貸                   | 3,050   | 前受金  | 281   |
|     |                       |             |                   | 顧客の紹介      | 顧客の紹介                     | 1,994   | 売掛金  | 188   |
|     |                       |             |                   |            |                           | 4,796   | 未払金  | 954   |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引価格については、価格交渉の上、市場実勢価格を見て決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 256円64銭

1株当たり当期純利益 23円05銭

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

連結計算書類の「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 12. その他の注記

### (1) 資産除去債務

#### ① 当該資産除去債務の概要

当社は、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

#### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 30,387千円 |
| 賃貸借契約の開始による増加額  | 3,876千円  |
| 時の経過による調整額      | 5千円      |
| 見積りの変更による増減額（注） | 48千円     |
| 期末残高            | 34,317千円 |

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

### (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役社員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役社員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 猿渡裕子  
業務執行社員指定社員 公認会計士 田部秀穂  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類にかかる会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 猿渡裕子  
業務執行社員指定社員 公認会計士 田部秀穂  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なオフィスにおいて業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル 監査等委員会  
 常勤監査等委員 吉川昌利 ㊟  
 監査等委員 上野博史 ㊟  
 監査等委員 中川洋 ㊟

(注) 監査等委員 上野博史及び中川洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | (削除)  |



| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(電子提供措置等)<br/> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                                                           |
| (新設)    | <p>附則<br/> (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しにより取締役を1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお本議案に関しましては、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>たなか じょうじ 田中 譲治<br>(1957年2月21日生)  | 1979年4月 大和証券株式会社入社<br>1987年1月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社<br>1992年10月 UBS証券会社東京支店入社<br>1998年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社<br>2002年8月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社<br>(現SMB C日興証券株式会社) とのIFA委任契約締結<br>2005年2月 有限会社インテグリティ取締役就任<br>2009年2月 株式会社アイ・ブレーション (現当社) 入社<br>2009年3月 当社取締役就任<br>2012年5月 当社専務取締役就任<br>2014年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)<br>2015年1月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任<br>2015年9月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立<br>取締役就任<br>2016年1月 同社代表取締役就任<br>2016年1月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役就任<br>2018年3月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役辞任<br>同社取締役就任 (現任) | 37,000株             |
| 2     | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>しまだ かずのり 島田 和紀<br>(1970年12月14日生) | 1993年4月 日興証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社)入社<br>2017年4月 当社入社<br>2017年4月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 (現任)<br>2017年6月 当社取締役就任 (現任)<br>2018年4月 当社管理本部長就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 20,200株             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中譲治氏は、自身のIFA経験を通して事業に関する豊富な知識と経験を有し、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。また、グループ全社に対するリーダーシップを存分に発揮し、IFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っていることから、中長期の成長戦略の実現に必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
3. 島田和紀氏は、前職証券会社において長年にわたりIFAビジネスの推進及び管理に携わっており、事業に関する豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後、経営戦略や管理、財務、資本政策等を統括し、その実績と豊富な経験に加え、企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上に必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>よし かわ まさ とし<br>吉 川 昌 利<br>(1979年1月14日生) | 2004年4月 石渡会計事務所(現税理士法人アイ・パートナーズ) 入所<br>2006年2月 株式会社アイ・ブレン(現当社) 設立 取締役就任<br>2007年6月 当社取締役辞任<br>2007年9月 税理士登録<br>2016年6月 吉川昌利税理士事務所開設 所長(現任)<br>2016年6月 当社取締役就任<br>2016年6月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任<br>2018年3月 同社取締役辞任<br>2018年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)                                             | 16,200株             |
| 2     | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div><br>うえ の ひろ ふみ<br>上 野 博 史<br>(1938年5月15日生)  | 1962年4月 農林省(現農林水産省) 入省<br>1992年7月 同省農林水産大臣官房長就任<br>1994年2月 同省食糧庁長官就任<br>1995年7月 農林水産事務次官就任<br>1998年1月 独立行政法人農林漁業信用基金理事長就任<br>2000年6月 農林中央金庫代表理事理事長就任<br>2009年3月 同金庫顧問就任<br>2013年1月 株式会社博真舎設立 代表取締役就任(現任)<br>2015年5月 株式会社日本精米顧問就任(現任)<br>2016年6月 欣交会会長就任(現任)<br>2018年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) | 0株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>なか がわ ひろし</small><br>中 川 洋<br>(1951年2月12日生) | 1974年4月 株式会社野村総合研究所入社<br>1987年8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社<br>1995年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社<br>1999年1月 同社副会長就任<br>1999年11月 株式会社日本ワークス監査役就任(現任)<br>2000年11月 株式会社マナオクリエーション設立 取締役就任<br>2001年1月 同社代表取締役就任(現任)<br>2003年6月 有限会社二宮漁場設立 取締役就任<br>2005年6月 同社代表取締役就任(現任)<br>2007年3月 株式会社メディエイド社外取締役就任(現任)<br>2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | 14,000株             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社の顧問税理士を務めた経験もあることから、これらの知見を当社グループの監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。
3. 上野博史氏及び中川洋氏は社外取締役候補者であります。
4. 上野博史氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のためにご尽力いただけることを期待しております。
5. 中川洋氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のためにご尽力いただけることを期待しております。
6. 上野博史氏及び中川洋氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第

1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以 上



## 第17回定時株主総会会場ご案内図

日時： 2022年6月28日（火曜日）午前10時00分（午前9時30分より受付開始）

場所： 神奈川県横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル

TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 カンファレンスルーム 8F



### <交通のご案内>

「横浜駅」西口より徒歩7分（JR線・京急線・東横線・みなとみらい線）

「横浜駅」西口より徒歩6分（相鉄本線）

「横浜駅」9出入口より徒歩4分（横浜市営地下鉄ブルーライン）

### <お願い>

駐車場の用意がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。